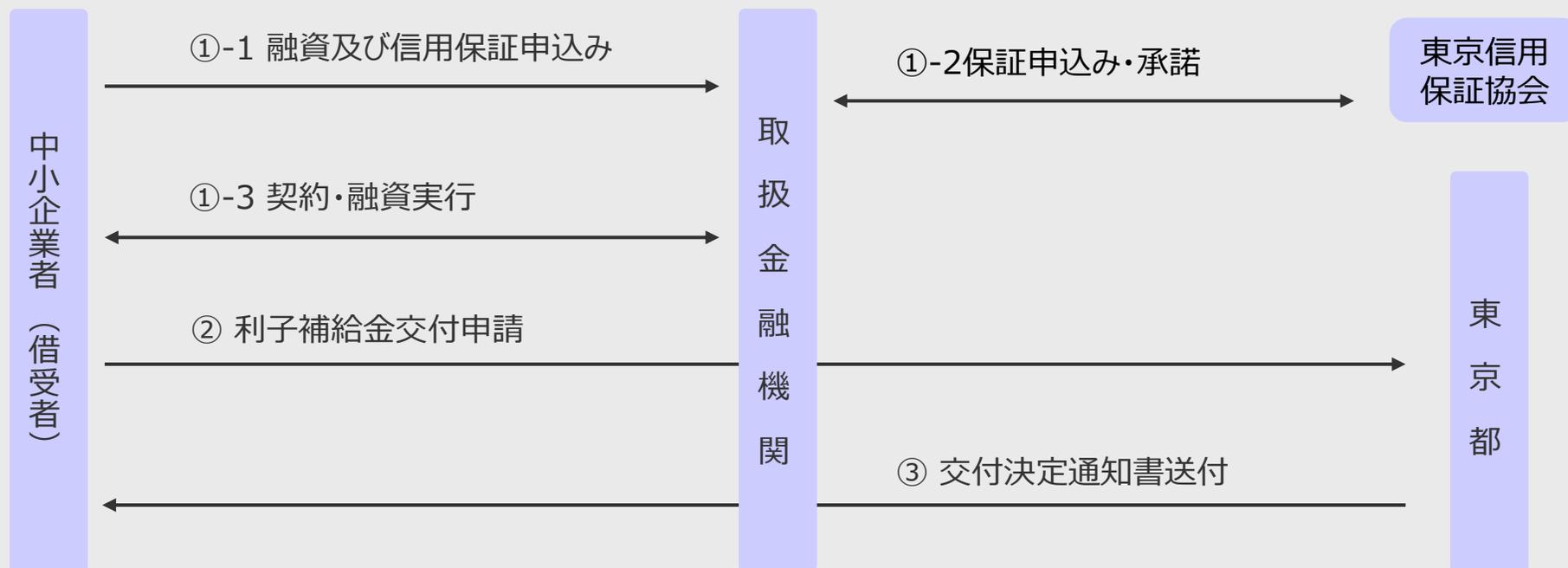


スキーム図（その他町村の事業者向け）

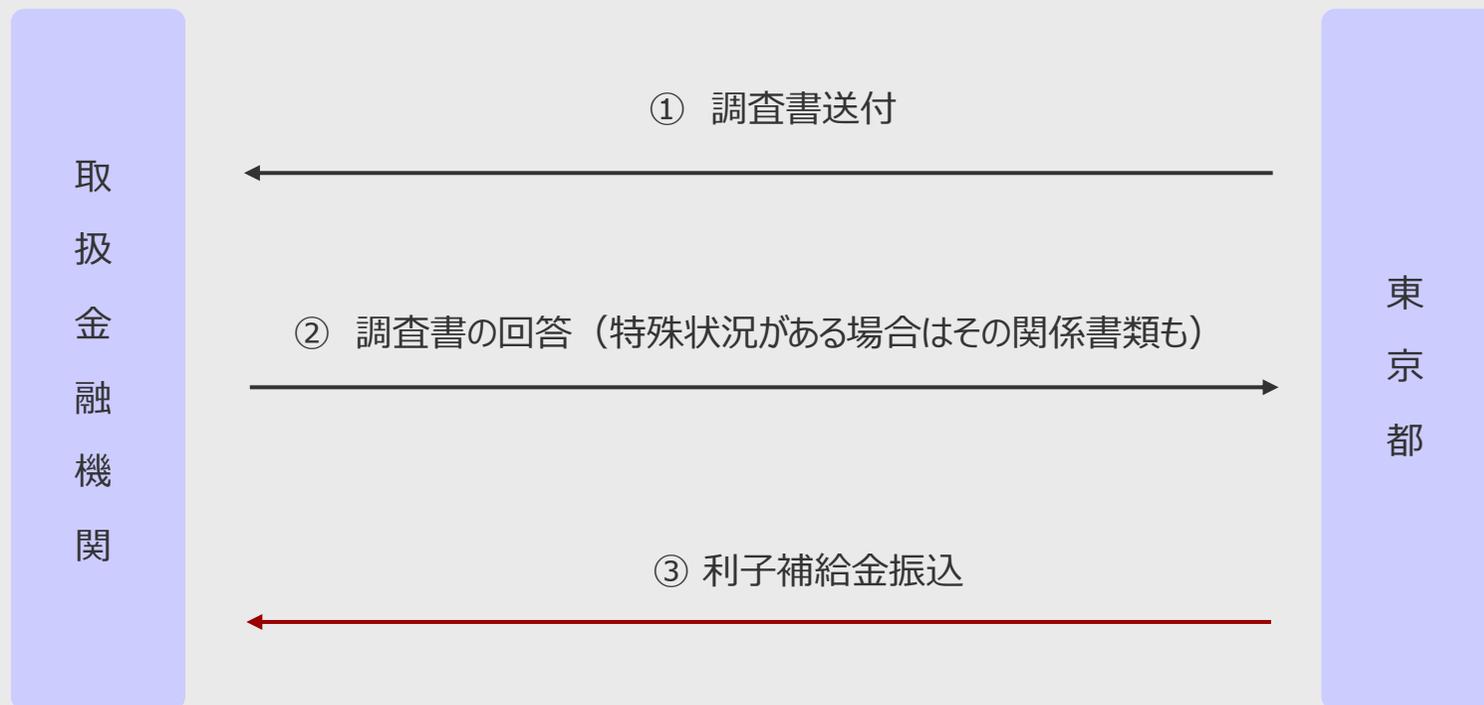
利子補給金交付決定までの流れ



- ① 協会による保証承諾後、金融機関と借受者が契約手続き → 融資実行
- ② 借受者は融資実行後1か月以内に「利子補給金交付申請書」及び「償還予定表の写し」を作成し、金融機関に送付
金融機関は、融資実行通知書（初回は支払金口座振替依頼書、印鑑証明書も）を添付し、都に提出
- ③ 都が交付決定を行い、交付決定通知書を借受者に、写しを取扱金融機関に対し送付

スキーム図（その他町村の事業者向け）

利子補給金支払までの流れ



- ① 都は、借受者毎に、第1回返済日から半年経過するごとに利子補給金額を記載した「利子補給金額等調査書」を作成し、当該対象期間の最終月の末日までに、取扱金融機関に送付
- ② 取扱金融機関は、「利子補給金額等調査書」の金額、特殊状況等を確認し、翌月12日までに、都に返送（約定変更等で都に未通知のものがある場合は、特殊状況欄に記載し関係書類を同封）
- ③ 都は、各金融機関が指定した口座へ、当該調査書が返送された月の翌月19日に利子補給金を振込（19日が土日・祝日の場合は翌営業日）